資料1－S

第10号様式
（補助金交付指令書）

高知県指令２１高林改第６７号

補助金交付決定通知書

補助事業者名　芸東森林組合　様

平成２１年１２月９日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金２４，７７１，６４１円を交付することに決定したので通知する。

平成２２年　２月１７日

高知県知事　　尾崎　正直

記

１　高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

２　当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

３　当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。

４　この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して５ヶ年間整理保管しなければならない。

５　造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して５年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係市町村森林整備事業計画若くは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア　当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。

イ　当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

６　補助事業の完了年度の翌年度から起算して、８年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

補　助　金　交　付　指　令　内　訳　書

事業区分名：流域育成林整備事業　　造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り抜き伐りⅦＢ－３０（伐捨）

事務所名	安芸林業事務所	取扱機関名	芸東森林組合	市町村名	室戸市

平成２１年度　第３四半期　

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積（延長m） ha	植栽本数	ha当たり植栽本数（m当たり単価）	ha当たり標準単価（実行経費）	諸掛費	査定係数 査定係数	査定係数 特認	査定係数 計	査定経費		補助金
KN01	009	01	1	芸東森林組合	03010101	02		02	1 16			121,947	29	170			240,478		96,191
KN01	009	02	1	芸東森林組合	03010101	02		01	0 41			121,947	29	170			84,996		33,998
KN01	009	**	*						1 57										
KN01	***	**	*						1 57										

合計	人数	施行地数	面積	植栽本数	査定経費		補助金
	1 人	1 箇所	1.57 ha(m)	0 本	325,474 円		130,189 円